消防消第 2 5 8 号 令和 3 年 6 月 3 0 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防·救急課長 (公印省略)

令和2年度における消防職員委員会の運営状況及び令和3年度 における消防職員委員会の運営に関する留意事項について(通知)

消防職員委員会(以下「委員会」という。)については、平成8年に制度を施行し、 平成17年及び平成30年に制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着を図ったと ころです。

消防庁においては、毎年度、委員会の運営状況調査を実施しているところですが、このたび令和2年度における委員会運営状況の調査結果を取りまとめましたので、別添1のとおりお知らせします。

また、今回の調査結果を踏まえて、委員会制度の運営をより一層円滑にするため、留意事項を下記のとおり通知いたします。貴職におかれましては、委員会制度の運営に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して下記留意事項を周知徹底されるようお願いします。

併せて、別途、今年度も「消防職員委員会パンフレット」を全消防職員に配布しますので、当該パンフレットを活用し、委員会のより円滑な運営と定着を図るよう周知してください。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言 として発出するものであることを申し添えます。

記

1 委員長の任期に関する事項

委員長の任期は、1年とすること。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とすること。

委員長は、これを再任することができること。

2 委員の指名に関する事項

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされていること。

職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行うものであること。

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

3 委員の任期に関する事項

委員の任期は1年とし、再任することができるが、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りではないこと。

ただし、小規模な消防本部等で人員が限られており、その職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のため当該職員が引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には在任できるが、この場合において職員からの推薦に基づく指名委員については、対象とならないものであること。

4 委員会の会議の開催に関する事項

- (1) 委員会の会議の開催時期については、次年度の予算編成を勘案し、毎年 度前半に1回開催することを常例とすること。それ以外は、必要に応じて 開催すること。
- (2) 会議の開催にあたっては、消防職員の意見の提出のための期間を十分に 確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会 議の日時及び場所を周知すること。
- (3) 意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、委員会の庶務を担当する部課からの各種報告事項等を議題として開催すること。

5 意見の提出に関する事項

- (1) 意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよるが、一つの目安として、少なくとも30日間程度確保することが適当と考えられること。
- (2) 意見については、法律で定める項目に該当するものであれば幅広く提出できるものであり、職員が意見を出しやすい環境づくりに努めること。例

えば、以下に掲げる事項について提出することができるものであり、その 旨職員に再周知すること。

- ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること (例)
 - 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
 - 昇任及び懲戒等の基準
 - 労働に関する安全、衛生及び災害補償
 - 職場環境、レクリエーション 等
- ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること (例)
 - 制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽、靴等
 - 空気呼吸器、携帯無線機 等
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること (例)
 - 消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
 - 消防車両、消防用資機材 等
- (3) 提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが 望ましく、法律に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審 議対象外とすること。また、判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意 見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るように注意 すること。

なお、ハラスメントの相談や個人の人事についての不満などの個別具体の事案については、委員会の審議対象外であるが、ハラスメント等への一般的な対応策については審議対象であるので、委員会において意見が提出された場合には、積極的に審議すること。

- (4) 提出意見が審議事項に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の 会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること。通常は委員会の庶 務を担当する部課において判断して差し支えないこと。
- (5) 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の「双方」に対し、「会議を開く日までに」当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。)を通知すること。なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られることのないよう配慮

すること。

- (6) 一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきであること。
- (7) 委員会審議に当たっては、意見提出者の氏名は明らかにしないこととする取扱いが適当であるとしていること、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の希望で匿名を選択できるようにしたことから、意見提出者と直接のやりとりをする意見取りまとめ者及び委員会の庶務を担当する部課の職員にあっては、意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬようにすること。

6 職員への通知及び周知に関する事項

委員会の公正性及び透明性をより向上させる趣旨から、委員会として、

- 意見提出者及び意見取りまとめ者の双方に対し、当該意見の委員会での審議 結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、
- 消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知 すること。

なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られることのないよう配慮すること。

また、審議概要については、審議の内容をできる限りの透明性をもって周知する観点から、審議結果だけではなく、審議した意見の内容や当該意見に関して委員から出された主な意見を併せて記載するものとすること。

周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布 等、適宜の方法によって差し支えないこと。

7 意見取りまとめ者に関する事項

意見取りまとめ者については、委員会をより効果的かつ円滑に運営するという 趣旨から創設されたことに鑑み、更なる活用を図られたいこと。

この趣旨から、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を経由して委員会へ提出されることが望ましいものであること。

意見取りまとめ者は、消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされてい

ること。

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦する例も見受けられるが、 職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

また、意見取りまとめ者は、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関する意見を述べることができるものとされているが、この意見とは、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見、委員会の開催時期や開催に係る周知についての意見、審議概要の周知方法についての意見などであること。

8 消防長の処置等に関する事項

- (1) 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。
- (2) 消防長は、全職員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること。
- (3) 周知に当たっては、処置した場合のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うのが望ましいこと。

9 運営上の留意事項に関する事項

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。

10 規則の改正、職員への周知に関する事項

平成30年9月に消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部が改正されたことに伴い、別添2「市(町・村)消防本部消防職員委員会に関する規則(例)等について(通知)」(平成30年9月6日付け消防消第243号消防庁消防・救急課通知)のとおり、当該改正を踏まえた「市(町・村)消防本部消防職員委員会に関する規則(例)」及び一部改正規則(例)を示しており、規則の改正等必要な対応をするとともに、職員に適切に周知すること。

消防庁消防・救急課 職員第二係 永峯・矢野

TEL: 03-5253-7522 FAX: 03-5253-7532

E-mail: shokuin@soumu.go.jp

令和2年度消防職員委員会運営状況調査の結果

(令和3年3月31日現在)

調査対象消防本部数	726本部
-----------	-------

1 開催状況

区 分	消防本部数	構成比
開 催	726	100.0%
未開催	0	0.0%

2 開催時期

区 分	消防本部数	構成比(開催本部数726に対する)
年度前半	678	93.4%
年度後半	48	6.6%

3 委員の構成

区 分	職員数	構成比(全委員数7,123に対する)
管理職員の数	595	8.4%
非管理職員の数	6,528	91.6%

4 意見取りまとめ者の構成

区 分	職員数	構成比(全意見取りまとめ者数3,183に対する)
管理職員の数	357	11.2%
非管理職員の数	2,826	88.8%

5 職員への通知及び周知

区 分	消防本部数	構成比(開催本部数726に対する)
①、②及び③をすべて実施	705	97.1%

備考

- ①(委員会は)意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知している。
- ②(委員会は)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知している。
- ③(消防長は)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果を周知している。

6 意見取りまとめ者を経由

区 分	意 見 数	構成比(審議数5,285に対する)
意見取りまとめ者を経由して 提出された意見のうち、委員 会で審議された意見	4,752	89.9%

7 審議状況と処置結果

(1) 委員会の審議結果

文 兵五 以 田城市水						
審 議	審議		審調	養 結	果	
意見	件 数	実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件•厚生福利	2,257	792	723	129	551	62
勤伤朱仟·厚土佃利	42.7%	15.0%	13.7%	2.4%	10.4%	1.2%
被服•装備品	1,681	574	536	63	485	23
7以7以 表 / 網 印	31.8%	10.9%	10.1%	1.2%	9.2%	0.4%
機械器具・その他	1,347	399	331	43	398	176
の施設等	25.5%	7.5%	6.3%	0.8%	7.5%	3.3%
計	5,285	1,765	1,590	235	1,434	261
пΙ	100%	33.4%	30.1%	4.4%	27.1%	4.9%

(2) 審議結果に対する消防長の処置結里

審議結果に対する消防長の処置結果						
消防長の 処置結果 委員会の 審議結果	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
 実施が適当	874	446	280	161	4	1,765
天心が過当	16.5%	8.4%	5.3%	3.0%	0.1%	33.4%
諸課題を検討	100	230	962	286	12	1,590
苗林煜で探削	1.9%	4.4%	18.2%	5.4%	0.2%	30.1%
実施は困難	5	1	28	199	2	235
天旭は凶無	0.1%	0.0%	0.5%	3.8%	0.0%	4.4%
現行どおり	17	17	56	1,329	15	1,434
玩11とおり	0.3%	0.3%	1.1%	25.1%	0.3%	27.1%
その他	185	14	21	31	10	261
C 07 IB	3.5%	0.3%	0.4%	0.6%	0.2%	4.9%
計	1,181	708	1,347	2,006	43	5,285
П	22.3%	13.4%	25.5%	38.0%	0.8%	100%

8 令和元年度に審議された意見の実現状況 (令和3年3月31日現在)

(1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割合
5,201	1,060	20.4%

(2) 実施に至った件数の内訳

区分	1ア	1イ	1ウ	1エ	2	3	合計
件数	95	68	238	145	491	502	1539
割合	6.2%	4.4%	15.5%	9.4%	31.9%	32.6%	100.0%

区分は、以下のとおり、消防組織法17条第1項各号に対応するもの

- 1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること
- ア 給与関係
- イ 勤務時間関係
- ウ ア、イ以外の勤務条件関係
- エ 厚生福利に関すること
- 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること
- 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

(3) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既に実施された件数	割合
1,635	950	58.1%

9 令和2年度中に実施した主な意見

- (1) 勤務条件等に関すること
 - ・ 全職員を対象としたハラスメント研修会の実施
 - 寝具リースの導入
 - 居住地制限の緩和
 - ・免許取得費用の助成 等
- (2) 被服及び装備品に関すること
 - マタニティウェアの導入
 - ・防火フードの個人貸与
 - 冷却ベストの導入
 - 救急隊員用感染防止グラスの配備
- (3) 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること
 - ・消防庁舎へのAEDの配置
 - · 暑さ指数(WBGT)測定器の配置
 - ・トイレの洋式化・温水洗浄便座化

10 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
平成8年度	926 本部	792 本部	85.5%
9年度	923 本部	711 本部	77.0%
10年度	917 本部	700 本部	76.3%
11年度	911 本部	654 本部	71.8%
12年度	906 本部	665 本部	73.4%
13年度	902 本部	644 本部	71.4%
14年度	900 本部	733 本部	81.4%
15年度	886 本部	886 本部	100.0%
16年度	863 本部	860 本部	99.7%
17年度	814 本部	812 本部	99.8%
18年度	811 本部	808 本部	99.6%
19年度	807 本部	802 本部	99.4%
20年度	806 本部	804 本部	99.8%
21年度	803 本部	801 本部	99.8%
22年度	802 本部	796 本部	99.3%
23年度	798 本部	791 本部	99.1%
24年度	784 本部	780 本部	99.5%
25年度	767 本部	764 本部	99.6%
26年度	751 本部	750 本部	99.9%
27年度	749 本部	749 本部	100.0%
28年度	733 本部	733 本部	100.0%
29年度	732 本部	732 本部	100.0%
30年度	728 本部	728 本部	100.0%
令和元年度	726 本部	726 本部	100.0%
令和2年度	726 本部	726 本部	100.0%

11 各年度の審議件数及び審議結果

田田
平成 8年度 8.765 3.560 2.931 684 1.590 40.6% 33.4% 7.8% 18.1% 40.6% 33.4% 7.8% 18.1% 40.6% 33.4% 7.8% 18.1% 10年度 5.856 40.2% 31.4% 8.5% 19.9% 10.4年度 5.026 1.995 1.472 256 1.114 18.9 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 20.0% 21.2% 10.472 256 1.114 18.99 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 20.0% 21.2% 10.472 256 1.114 18.99 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 20.0% 21.2% 10.047 17.8% 28.2% 5.3% 22.4% 3.7% 28.6% 5.3% 22.4% 3.6% 28.2% 5.1% 21.3% 3.6% 22.4% 3.1% 251 1.047 17.8% 28.2% 5.1% 21.3% 3.6% 42.0% 27.0% 5.1% 21.3% 3.6% 42.0% 27.0% 5.1% 21.3% 2.048 1.026 235 1.549 2.043 1.315 248 1.026 235 1.549 2.049 1.978 1.315 229 1.143 254 41.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 26.5% 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 26.5% 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 26.5% 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 26.5% 44.6% 25.2% 4.6% 23.2% 5.2% 1.9年度 5.354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 1.84度 5.036 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 23.2% 5.3% 1.84度 5.036 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 29.2% 1.888 1.397 21.7 1.210 29.6% 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20.2% 5.008 1.888 1.397 21.7 1.210 29.6% 20.4% 20.6% 20.5% 4.0% 20.2% 5.9% 20.4% 20.7% 4.3% 24.2% 5.9% 20.4% 20.6% 4.2% 24.0% 4.9% 20.4% 20.7% 4.2% 24.0% 4.9% 20.4% 20.7% 4.2% 24.0% 4.9% 20.4% 20.7% 4.2% 24.0% 4.9% 20.4% 20.7% 4.2% 24.0% 4.9% 20.4% 20.7% 4.2% 24.0% 4.9% 20.4% 20.6% 20.5% 40.6% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5% 20.5% 20.5% 20.5% 20.5% 40.6% 20.5
平成 8年度 8,765 40.6% 33.4% 7.8% 18.1% 9年度 5,856 40.2% 31.4% 8.5% 19.9% 10年度 5,447 2,196 1,765 329 1,157 40.3% 32.4% 6.0% 21.2% 11年度 5,026 1,995 1,472 256 1,114 189 12年度 5,031 2,014 1,438 269 1,125 185 40.0% 28.6% 5.3% 22.4% 3,7% 13年度 4,912 2,052 1,384 251 1,047 178 14年度 4,867 2,043 1,315 248 1,026 235 14年度 4,867 2,043 1,315 248 1,026 235 15年度 5,590 2,495 1,412 241 1,177 265 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 254 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 283 18年度 5,036 41.8% 25.2%
9年度 5,856 2,354 1,839 495 1,168 40.2% 31.4% 8.5% 19.9% 10年度 5,447 40.3% 32.4% 6.0% 21.2% 11年度 5,026 1,995 1,472 256 1,114 189 39.7% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 40.0% 28.6% 5.3% 22.4% 3.7% 2.052 1,384 251 1,047 178 41.8% 28.2% 5.1% 21.3% 3.6% 14年度 4,867 42.0% 27.0% 5.1% 21.3% 3.6% 15年度 5,590 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 16年度 5,354 40.2% 26.7% 4.7% 23.2% 5.2% 1,978 18年度 5,036 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 22.4% 3.7% 17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.2% 4.6% 23.2% 5.3% 22.4% 3.7% 17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 1.978 1.978 1.315 229 1.143 25.4% 1.978 1.978 1.315 229 1.143 25.4% 1.978 1.978 1.315 229 1.143 25.4% 1.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.2% 4.6% 23.2% 5.2% 4.6% 23.2% 5.2% 4.6% 23.2% 5.3% 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.6% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 1.347 245 1.244 28.2% 1.244 28.2% 1.246 28.2% 1
9年度 5,856
10年度
10年度 5,447 11年度 5,026 1,995 1,472 256 39.7% 29.3% 5.1% 22.2% 38.8% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 12年度 5,031 2,014 1,438 269 1,125 185 40.0% 28.6% 5.3% 22.4% 3.7% 13年度 4,912 2,052 1,384 251 1,047 178 14年度 4,867 2,043 1,315 248 1,026 235 14年度 4,867 2,043 1,315 248 1,026 235 15年度 5,590 2,495 1,412 241 1,177 265 44.6% 25.3% 4,3% 21.1% 4,7% 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 25-2 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,048 1,888
11年度
11年度 5,026 39.7% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 12年度 5,031 2,014 1,438 269 1,125 185 13年度 4,912 2,052 1,384 251 1,047 178 14年度 4,867 42.0% 27.0% 5.1% 21.3% 3.6% 15年度 5,590 2,495 1,412 241 1,177 265 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 254 17年度 5,354 41.8% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 17年度 5,354 1,347 245 1,244 282 17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 253 22年度 4,971 1,836 1,371 <t< td=""></t<>
12年度 5,031 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 40.0% 28.6% 5.3% 22.4% 3.7% 29.3% 5.1% 22.2% 3.8% 40.0% 28.6% 5.3% 22.4% 3.7% 28.2% 5.1% 21.3% 3.6% 2.043 1,315 248 1,026 235 42.0% 27.0% 5.1% 21.1% 4.8% 28.2% 2.1.1% 4.8% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 23.2% 5.2% 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 23.2% 5.2% 4.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 4.3% 21.1% 4.7% 23.2% 5.2% 4.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 27.8%
12年度
13年度
13年度 4,912 41.8% 28.2% 5.1% 21.3% 3.69 14年度 4,867 42.0% 27.0% 5.1% 21.1% 4.89 15年度 5,590 2,495 1,412 241 1,177 265 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.79 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 254 17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.29 17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.39 18年度 5,036 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.69 19年度 5,312 41.0% 28.3% 4.3% 21.1% 4.69 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.99 21年度 5,149 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.99 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 23年度 5,253 39.0% 27.6% 4.6% 24.3% 6.69 23年度 5,253 39.0% 27.6% 4.6% 24.3% 6.69 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.69 32.04 5.69 1,319 29.3 33.08 27.6% 4.6% 24.3% 6.69 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.69 32.04 32.04 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05 32.05
14年度 41.8% 28.2% 5.1% 21.3% 3.6% 14年度 4,867 2,043 1,315 248 1,026 235 42.0% 27.0% 5.1% 21.1% 4.8% 15年度 5,590 2,495 1,412 241 1,177 265 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 252 17年度 40.2% 26.7% 4.7% 23.2% 5.2% 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 25 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 29 20年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25 21年度 4,971 <t< td=""></t<>
14年度 4,867 42.0% 27.0% 5.1% 21.1% 4.89 15年度 5,590 2,495 1,412 241 1,177 265 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.79 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 25-2 17年度 40.2% 26.7% 4.7% 23.2% 5.29 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.39 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25 4,971 1,836 1,371 229 1,209 32 22年度 4,971 36.9% 27.6% 4.6%
15年度 5,590 2,495 1,412 241 1,177 265 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 254 40.2% 26.7% 4.7% 23.2% 5.2% 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 32 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253
15年度 5,590 44.6% 25.3% 4.3% 21.1% 4.7% 16年度 4,919 1,978 1,315 229 1,143 252 40.2% 26.7% 4.7% 23.2% 5.29 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
16年度 4.919 1,978 1,315 229 1,143 254 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 18年度 5,354 2,171 1,398 171 1,063 233 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 233 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 253 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 23年度 5,253 39.0% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
16年度 4,919 40.2% 26.7% 4.7% 23.2% 5.29 17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.39 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 23年度 5,253 39.0% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 233 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 253 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 23年度 4,971 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
17年度 5,354 2,236 1,347 245 1,244 282 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 39.0% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
17年度 5,354 41.8% 25.2% 4.6% 23.2% 5.3% 18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 23.2% 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 253 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
18年度 5,036 2,171 1,398 171 1,063 233 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.99 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 253 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 23年度 4,971 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
18年度 5,036 43.1% 27.8% 3.4% 21.1% 4.6% 19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25. 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
19年度 5,312 2,177 1,505 227 1,151 252 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 253 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
19年度 5,312 41.0% 28.3% 4.3% 21.7% 4.7% 20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25.0% 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 29.3 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
20年度 5,008 1,888 1,397 217 1,210 296 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25.2 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
20年度 5,008 37.7% 27.9% 4.3% 24.2% 5.9% 21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 25.7% 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 32.6% 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 29.3% 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
21年度 5,149 2,067 1,374 217 1,238 253 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.9% 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
21年度 5,149 40.1% 26.7% 4.2% 24.0% 4.99 22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
22年度 4,971 1,836 1,371 229 1,209 326 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
22年度 4,971 36.9% 27.6% 4.6% 24.3% 6.6% 23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
23年度 5,253 2,050 1,422 169 1,319 293 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
23年度 5,253 39.0% 27.1% 3.2% 25.1% 5.6%
1,913 1,320 184 1,303 347
24年度 5,067 37.8% 26.1% 3.6% 25.7% 6.8%
37.5% 25.7% 3.5% 25.7% 0.5% 0.5/工学 5.000 1,805 1,382 195 1,215 429
25年度 5,026 35.9% 27.5% 3.9% 24.2% 8.5%
1,760 1,403 226 1,390 302
26年度 5,081
2/年度 5.025
28年度 4,901 1,677 1,430 177 1,315 302
34.2% 29.2% 3.6% 26.8% 6.29
29年度 4,999 1,663 1,429 197 1,422 288
33.3% 28.6% 3.9% 28.4% 5.8%
30年度 4,918 1,548 1,504 207 1,392 26
31.5% 30.6% 4.2% 28.3% 5.4%
令和元年度 5,201 1,635 1,586 230 1,506 244
31.4% 30.5% 4.4% 29.0% 4.7%
令和2年度 5,285 1,765 1,590 235 1,434 26
33.4% 30.1% 4.4% 27.1% 4.99
累計 131,999 38.4% 28.5% 4.8% 23.8% 4.5%

^{*}審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定

消防消第 243 号 平成 30 年 9 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長

市(町・村)消防本部消防職員委員会に関する規則(例)等について (通知)

平成30年消防庁告示第17号をもって消防職員委員会の組織及び運営の基準 (平成8年消防庁告示第5号)の一部が改正されたことに伴い、市(町・村) 消防本部消防職員委員会に関する規則(例)(以下「規則(例)」という。)に ついて、別添1のとおり定めることとしましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 規則(例)について、別添1のとおり定めることとすること。
- 2 今般の告示改正に伴い、「市(町・村)消防本部職員委員会に関する規則 (例)等について(平成17年5月30日付け消防消第118号消防庁消防課長 通知)」における別添1を改正する場合の一部改正規則(例)を、別添2の とおり添付すること。

別 派 1

一市 一町 · 村) 消防本 . 部 消 防 職 員 (委員会に関する規則 例)

(目的)

第 条 こ の 規 則 は、 消防 組 織 法 (昭和二十二年 法 律第二百二十六号。 以 下 法」 という。) 第十 七

委 員 会 以 下 「 委 員 会 とい う。 \mathcal{O} 組 織 及 び 運 営 に . 関 L 必 要 な 事 項 12 0 1 て定め ることを目 的 لح

する。

条

第三

項

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き

消

防

長

に

準

ず

る

職

に

0

7

て

及

び法

第

十七

条 第

兀

項

 \mathcal{O}

規定

に

基づ

き消

防

職

員

(消防長に準ずる職)

第二条 法 第十 七 之 条 第三 項 \mathcal{O} 規 則 で定め る消 防長に準ずる職は、 ○○とする。

(委員長)

第三 条 委員 長 は、 委 員 会 0) 会務を総 理 し、 会議, を主宰する。

2 委 員 長 \mathcal{O} 任 期 は 年 とするも のとする。 ただし、 委員 長に欠員を生じたとき新たに指名された

委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

3 委員長は、これを再任することができるものとする。

(委員の定数)

第 兀 条 委 員 の定数 は、 次の各号に掲げ る組 織 の 区 . 分 (以下「組 織 区分」 という。 ごとに、 それぞ

れ 当該各号に定めるとおりとし、 委員 \mathcal{O} 総 定数 は \bigcirc 人とする。

- 一 〇 〇 〇 人
- 二〇〇〇人
- 三〇〇〇人
- 四 〇〇 〇人

(多員の扌名)

第 五 条 消 防 長 は、 組 織 区分ごとに当該 組 織 区 . 分 に . 所 属 する消 防 職 員 のうち か 5 委員を指名する。

 \mathcal{O} 場 合 に お ١ ر て、 組 織 区 分ごとに指 名す る委 員 \mathcal{O} 半 数 に 7 ١ ر て は、 当 該 組 織 区 . 分 に 所 属 する消 防 職

員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委 員 で あ る 消 防 職 員 が 委員 として指名され た 組 織 区 . 分 に 所 属 L なく な 0 た場 一合に お 7 て は、 当 該

消防職員は委員でなくなるものとする。

委員の任期)

第六 条 委 員 0 任 期 は、一 年とする。 ただし、 委員に欠員を生じたときは新たに指名された委員 の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委 員 は れ を 再 任することができる。 ただし、 任期 が 引き続 き 二 期を超えることとなる場 合は、

この限りでない。

3 消 防 委 職 員 員 で が あ 委 る 員 消 لح 防 L 職 て 員 引 が き 担 当 続 き __ L 7 期 1 を る 超 職 え 務 7 と 在 \mathcal{O} 任 関 す 連 る に お لح 1 が て、 特 に 委 必 員 要 会 で \mathcal{O} 適 あ る 切 لح な 消 運 防 営 長 \mathcal{O} た が 認 8 12 8 当 る 場 該

意 見 取 ŋ ま と め 者

合に

は、

前

項た

ただし

書

 \mathcal{O}

規

定

は

適

用

L

な

1

第 七 Ŋ ま 条 8 消 者 防 長 と は、 1 う。 消 防 職 を 員 消 か 5 防 提 職 員 出 さ \mathcal{O} 推 れ 薦 た 意 に 基 見 づ を き 取 指 り ま 名 لح す る め ŧ 7 委 \mathcal{O} とす 員 会 る。 に 提 た 出 だ す る者 し、 意 以 見 取 下 ŋ ま 意 見 め 取

2 者 意 見 取 委 ŋ ま とめ 兼 任 者 \mathcal{O} 定 数 は \bigcirc 人とす у る ŧ \mathcal{O} とす る

は

員

を

で

きな

7

t

 \mathcal{O}

کے

す

る。

- 3 と き 意 新 見 取 た 12 ŋ 指 ま と 名 さ 8 者 れ た \mathcal{O} 意 任 期 見 取 は ŋ ま 年 لح とす 8 者 \mathcal{O} る 任 ŧ 期 \mathcal{O} とす は る。 前 任 者 た だ \mathcal{O} 残 L 任 期 意 間 見 とす 取 り る ま ŧ لح 8 \mathcal{O} と 者 す に る。 欠 員 を 生 じ た
- 4 超 えることと 意 見 取 り ま لح な る 8 場 者 合 は は _ れ を \mathcal{O} 限 再 り 任 で す な ること 7 が で き る t \mathcal{O} とす る。 た だ L 任 期 が 引 き続 き__ 期 を

消 防 職 員 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 提 出

第 者 8 八 者 を 条 を 経 経 由 消 由 L 防 す 7 職 委 員 ることに 員 は 会 12 法 支 意 第 障 見 + が を 七 あ 提 条 る 第 出 と考える場 す 項 ること 各 号 が に 合 で 掲 に き げ る お る 1 事 Ł 7 \mathcal{O} 項 は کے に す 関 直 る。 L て、 接 委 た 負 だ 別 会 記 L に 様 意 消 式 見 防 に を 職 ょ 提 り 員 出 意 が す 意 見 ることが 見 取 取 り ま り ま کے لح で 8

きる Ł \mathcal{O} とす

2 る 補 意 足 見 説 取 明 ŋ を ま 行 と め 1 者 は、 又 は 委 取 員 ŋ ま 会 لح 制 8) 度 た \mathcal{O} 意 目 見 的 を \mathcal{O} 委 達 員 成 に 会 資 に す 提 出 る す ょ う る 当 際 に、 該 制 委 度 員 \mathcal{O} 会 運 12 用 に 対 関 L 当 L 意 該 見 意 見 を 述 に 関 ベ る す

لح が で き る ŧ \mathcal{O} لح す る

委 員 会 \mathcal{O} 会 議 及 び 議 事 等

第 九 条 委 員 会 \mathcal{O} 会 議 は 毎 年 度 \mathcal{O} 前 半 に ___ 口 開 催 す ること を 常 例 とす Ś ح ح ŧ に、 必 要 に 応 開

催 す る ŧ \mathcal{O} す る

2 間 \mathcal{O} 意 委 並 員 見 び 会 に \mathcal{O} 会 提 \mathcal{O} 会 議 出 議 \mathcal{O} \mathcal{O} た は 日 時 \Diamond 委 及 \mathcal{O} 員 び 期 場 間 長 所 を が を + 招 分 集 周 知 す 12 る す 確 る 保 ŧ す \mathcal{O} ŧ とす \mathcal{O} る 실 とす る。 ŧ る ک に、 0 場 消 合 防 職 に お 員 全 7 員 て、 12 当 対 Ļ 該 会 あ 議 に 5 係 か ľ る 8 前 条 当 第 該 期 項

3 意 時 対 見 間 前 取 並 項 ŋ び \mathcal{O} ま に 場 と 審 合 11 場 8 議 に 者 \mathcal{O} お 12 対 1 あ 象 て、 対 し、 لح な 委 る 員 会 は 議 消 に を 防 対 開 職 \mathcal{O} L 理 < 員 日 会 か ま 5 議 で 提 を に 出 開 当 さ < 該 れ 日 意 た \mathcal{O} 見 意 を 見 週 れ ぞ 審 \mathcal{O} 間 議 概 れ 前 通 要 ま \mathcal{O} で を、 対 に、 象 لح 意 す 見 会 る を 議 提 か \mathcal{O} 否 出 日 時 カン L た \mathcal{O} 消 場 取 扱 防 所 職 11 及 員 び 審 審 及 議 び 議

5 4 委 委 員 員 会 会 \mathcal{O} は 会 消 議 は 防 長 委 が 員 定 \mathcal{O} \Diamond 総 る 定 期 数 日 \mathcal{O} ま \equiv で 分 に \mathcal{O} 提 出 以 さ 上 れ \mathcal{O} た 者 消 が 防 出 職 席 員 L \mathcal{O} な 意 け 見 れ 12 ば 0 開 1 くこ 7 審 とが 議 す で る き ŧ ず \mathcal{O} لح す そ \mathcal{O} る。 議

象

と

L

な

合

に

0

7

そ

由

を

含

む

を

そ

知

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

る

事 は 出 席 委 員 \mathcal{O} 過 半 数 で 決 し、 可 否 同 数 \mathcal{O} とき は 委 員 長 \mathcal{O} 決 するところに ょ る Ł \mathcal{O} とす

6 委 員 長 は 委 員 숲 \mathcal{O} 議 事 を 整 理 L 秩 序 を 保 持 す る た \Diamond 必 要 な 措 置 をとることが できる ŧ のとす

る。

(委員会の意見)

第 + 条 委 員 会 は 審 議 \mathcal{O} 結 果 を 消 防 長 \mathcal{O} 定 8 る 区 分 に 分 類 消 防 職 員 カコ 5 提 出 さ れ た 意 見 لح 併 せ

て消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第 + __ 条 委 員 会 は 意 見 を 提 出 L た 消 防 職 員 及 び 意 見 取 ŋ まと め 者 に 対 し、 当 該 意 見 0 委 員 会 で \mathcal{O}

審 議 \mathcal{O} 結 果 及 び 当 該 結 果 に 至 0 た 理 由 を 通 知 す るととも に、 消 防 職 員 全 員 に 対 Ĺ 委 員 会 \mathcal{O} 消 防

長

に 対 す る 意 見 を 含 \Diamond た 審 議 \mathcal{O} 概 要 を 周 知 す る ŧ \mathcal{O} とす

(運営上の留意事項)

第 十二条 消 防 長 及 \mathcal{C}^{κ} 委 員 長 は、 委 員 会 が 消 防 職 員 間 \mathcal{O} 意 思 疎 通 を 义 るととも に、 消 防 事 務 \mathcal{O} 運 営

に 消 防 職 員 \mathcal{O} 意 見 を 反 映 L やすくすることに ょ り、 消 防 職 員 \mathcal{O} 士 気 を 高 \Diamond ŧ 0 7 消 防 事 務 \mathcal{O} 円 滑

な 運 営 に 資 す ることを旨 とし て 7 ることに 鑑 4 消 防 職 員 が 意 見 を 提 出 L B す V 環 境 づ < り 並 び に

委 負 会 \mathcal{O} 公 正 性 及 び 透 明 性 \mathcal{O} 確 保 に 努 め な け れ ば な 5 な 1

(庶務)

第十三条 委員会の庶務は、○○において処理する。

(雑則)

第十一 兀 条 \mathcal{O} 規則に定め るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 委員会の 運営に関 L 必 要な事 項 は、 消 防 長が定める。

附則

1 \mathcal{O} 規 則 は、 平 -成三十 年 匹 月 -- 日 か 5 施 行 す る。

2 \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 委 員 長 で あ る者 \mathcal{O} 任 期 は、 第三条第二 項 \bigcirc 規 定 に か か わ 5 ず、 この 規

則 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L て 一 年 を超えな ** \ 範 囲 に お ****\ て 消 防 長 \mathcal{O} 定 め る 日 ま で \mathcal{O} 期 間 とする。

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年	月	日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年	月	日	
※1 意見取りまとめ者氏名	*2 受 付	年	月	日	

(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を 担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い

記名 • 匿名

○○市 (町・村) 消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。

件	名	
区	分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現	状	
意見の『	勺容	

% 1 欄は意見取りまとめ者が記入し、% 2 欄は空欄とすること。 必要な資料があれば添付すること。

 \bigcirc \bigcirc 市 可 村) 消 防 本 部 消 防 職 員 委 員 会に 関 す Ź 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規 則 例)

 \bigcirc \bigcirc 市 町 村) 消 防 本 部 消 防 職 員 委 員 会 12 関 す る 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 条 中 \neg 第 + 兀 条 \mathcal{O} 五. 第 三 項 __ を \neg 第 + 七 条 第三 項」 に \neg 第 + 兀 条 \mathcal{O} 五. 第 几 項 <u></u> を 第 七 条

第四項」に改める。

第 条 中 第 十 兀 条 \mathcal{O} 五. 第 \equiv 項 _ を \neg 第 + 七 条 第 三 項 に 改 \Diamond る。

第三条に次の二項を加える。

2 委 員 長 \mathcal{O} 任 期 は 年 と す る ŧ \mathcal{O} とす る。 た だ Ļ 委 員 長 に 欠 員 を生じたとき新た に 指 名され た委

3 委 員 長 は れ を 再 任 す る こと が で き る ŧ \mathcal{O} کے す る

員

長

 \mathcal{O}

任

期

は

前

任

者

 \mathcal{O}

残

任

期

間

کے

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

とす

第 八 条 中 第 十 兀 条 \mathcal{O} 五 第 項 各 号 を 第 + 七 条 第 項 各 号 に 改 め る。

第 九 条 第 五. 項 を 第 六 項 لح し、 第 兀 項 を 第 五. 項 لح し、 第 \equiv 項 を 第 兀 項 کے し、 第二 項 中 委 員 会 \mathcal{O} 会 議

は 11 場 合 委 員 12 あ 長 0 が て 招 集 は す そ る \mathcal{O} Ł 理 \mathcal{O} と 由 を す 含 る。 む。 ک \bigcirc に を 改 め、 前 項 同 \mathcal{O} _ 項 に、 を 第 項 取 と 扱 11 _ 第 を 九 条 取 第 扱 1 項 審 \mathcal{O} 次 議 に 対 象 次 لح \mathcal{O} L な 項

を加える。

2 委 員 会 \mathcal{O} 会 議 は 委 員 長 が 招 集 す る t \mathcal{O} とす る。 $\sum_{}$ 0 場 合 に お 7 て、 当 該 会 議 に 係 る 前 条 第 項

 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 期 間 を十 分 に 確 保 するとともに、 消 防 職 員 全 員 に 対 Ļ あ 5 か じ め、 当 該 期

間 並 び に 숲 議 \mathcal{O} 日 時 及 び 場 所 を 周 知 す る ŧ のとする。

第 十三 条 を 第 + 兀 条とし、 第十二条を第十三条とし、 第十一 条の 次に次の一条を加え る。

(運営上の留意事項)

第 十二条 な に 運 消 営 防 に 職 資す 員 消 防 \mathcal{O} ることを旨としていることに 意 長 見 及 を び 委 反 映 員 長 L やすく は、 委 することに 員 会 が 鑑 消 み、 防 ょ り、 職 消 員 防 間 消 職 防 \mathcal{O} 員 職 意 が 員 思 意 \mathcal{O} 疎 見 士 通 を提 を 気 を 図 出 高 るととも L \Diamond Þ す ŧ (1 に、 9 て 環 境 消 消 づ 防 防 くり 事 事 務 務 並 \mathcal{O} \mathcal{O} び 円 運 に 滑 営

別記様式を次のように改める。

委員

会

 \mathcal{O}

公

正

性

及

び

透

明

性

 \mathcal{O}

確

保

に

努め

なけ

れば

な

5

な

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年	月	日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ着受付	年	月	日	
※1 意見取りまとめ者氏名	**2 受 付	年	月	日	

(意見取りまとめ者を経由する場合)意見取りまとめ者から委員会の庶務を 担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い

記名 · 匿名

○○市(町・村)消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定によ り、意見を提出します。

件	名	
区	分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現	状	
意見の	内容	

% 1 欄は意見取りまとめ者が記入し、% 2 欄は空欄とすること。 必要な資料があれば添付すること。

1 こ の 規 則 は、 平成三十一年 . 匹 月 __ 日 から 施 行する。

2 定 この カゝ か 規 わ 則 らず、 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際、 現 (Z 委 員 行 長 で いら起 あ る者 \mathcal{O} して一 任 期 は、この 年を超え 規 則 1 による改正 範 12 お 後 **\ て \mathcal{O} 消 第三条第二項 防 長 \mathcal{O} 定 め $\widehat{\mathcal{O}}$

ま で \mathcal{O} 期 間とする。

に

こ の

規 則

 \mathcal{O}

施

 \mathcal{O}

日

算

な

囲

る

日

規

市 町 村) 消 防 本 部 消防 職 員 委員会に関する規則 の 一 部を改正する規則 (**例**) 新旧対照条文

3 2 第 第 百 第 百 第 第 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
再任することができるものとする き新たに指名された委員長の任期 をするものとする。 ただし、委 とするものとする。
員長は、これを再任することができるものとする。 任者の残任期間とするものとする。 欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は 年とするものとする。ただし、委員員長の任期は一年とするものとする。ただし、委員員長)

出がし すあ るる消 こと防 と考職 がえ員 でるが き場意 る合見 もに取 のおり といま すてと るはめ 、者 直を 接経 委 由 員す 숲 る に 意と 見に を支 提 障

九一 委 条 委 員 会 \mathcal{O} 会 議 及 び 議 事 等

2 第 略

所にの場 合 Ħ \Diamond に \mathcal{O} お会 あ 期 11 \mathcal{O} 間 て 会 を 議 ľ + 当は \Diamond 分 該 す に 会 委 る 当 確議員 該 保 に 長 期 す 係が ると 招 間 る 前 並 集 と 条 す び £ 第 に る 숲 に t 項の 議 の消の لح 日 防 意 す 職見 時 る 員 及 \mathcal{O} 提 CK 全 場員出の

3 √ む 扱 を を 対 前 6 。 い 開 提 象 ま 開提象ま前を対た く出とで項周し 日しなにの知 (を審 `場す またる 議 れ対 で消消会合るら ぞ象 に防防議にもか れと 当職職のおの 該員員日いと 通し 知な意及か時て すい見びら る場を意提場委 も合審見出所員 のに議取さ及に とあのりれび対 す 対また審し 2 て る 象と意議 はとめ見時会 す者の間議 そ るに概並を \mathcal{O} か対要び開 理否しをにく 由か、、審二 を の会意議週 含取議見の間

4 略そ

渾 上 意 事 項

第 高 意 意 + 思 け て \otimes 見 を疎条営 ば ŋ る 反 通 ŧ な 消の 並 9 映 を 6 び て 図防留 L な B に に 消 る 長 委 鑑 کے 防 す 及 لح 員 み、 < び 事 £ 務 す 委 会 るに員 消 \mathcal{O} \mathcal{O} 防 円 公 長 と消は 正 職 滑 に防 性 員 な が 運 よ事 及 委 び 意 営 ŋ 員 務 透 見 会 に \mathcal{O} 明 を 資消運が 性 提 す 防営 職に 出 る \mathcal{O} 消 確 員消防 L لح Þ の防職 す に を士職員 努 旨気員間 め環とをのの

> を支た 提障だ 出がし す あ るる消 こと防 と考職 がえ員 でるが き場意 る合見 もに取 のおり といま すてと るはめ 直を 接経 委由 員す 会る

> > に

意と

見に

条委 員 会 \mathcal{O} 会 議 及 び 議 事

第 九~ 略

3 2 、場 5 ぞで消消会合委 れに防防議に員 通当職職のお会 略知該員員日いの す意及か時て会 る見びら、、議 を意提場委は 4 の審見出所員 議取さ及に委 す のりれび対員 る 対また審し長 ゛が 象と意議 とめ見時会招 す者の間議集 るに概並をす か対要び開る 否しをにくも か、・審二 \mathcal{O} の会意議週と 取議見の間す 扱をを対前る い開提象ま をく出とで そ日しなにの

関し必要な事項は、消防長が定める。第十四条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に(雑則)	第十三条 委員会の庶務は、〇〇において処理する。 (庶務)
関し必要な事項は、消防長が定める。第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に(雑則)	第十二条 委員会の庶務は、○○において処理する。 (庶務)

	※1編は東必要な資料	意見の力容	湖	N #	年	〇〇市 (町・ り、意見を提出	## ## \$\delta\$	(連馬駅)	の は を を を を を を を を を を を を を を を を を を	提出丰富灰名	提出考所原名		別記様式
	※1欄は意見取りまとめ者が超入し、 必要な資料があれば燃付すること。	*65	78	0 0 P	14	도크	第7.9海田のおりへ 記	(意見取りまとめ者を経由する場合)	živ-	14	4	(mit	
	入し、※2欄は空欄と と。					治院本部治院韓国委員会に関する規則第八巻の規定によ 、	審選する議話者職民名の収録で 名 ・ 関名	場合)意見取りまし	Α¥	※1 意見着りまとも参え世	意見提出日	E	
	₹ 8 € €			(厚生福利)要な按照及び装備品 機械器具その他の指数		する規則第八条の	がの気候で	意見取りまとめ者から委員会の産務を	年月日	用且	用用	聯	
						規定によ		の海療者			整理番号		
													∀ 8
必要な確定 必要な確定が		意見の力容	湖		☑ ❖	ф Ф	の、意見を振		の ・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	提出非職民名	提出書作順名		別記樣式
※1種は意見買りまとむ者が記必要な資料があれば終仕するこ		意見の方容		· · ·	\$ 10 11		がある。		回動製 連算 サイト サイト サイト サイト サイト サイト サイト サイト	想出苦鴨灰名	提出者所属名	海	別記樣式
※1種は恵見買りまとの者が記入し、※2種は翌年必要な資料があれば続付すること。		意見の方管		· · ·	\$ 10 11		がある。		301 (日本): 11:00首氏法 (英): 付	機出帯機灰名 ・ 変現りまとも接受	提出書作 原名 意見提出日	瀬	別記樣式
※1億は鹿見取りまとめ者が記入し、※2種は空襲とすること。必要な資料があれば終行すること。		意見の方容		· · ·	\$		の意用を見る		M.X				別記樣式